

令和6年度（2024年度）第7回政策会議

日時：令和7年（2025）年1月22日（水）15:00～15:20

会場：市長会議室

参集者：大泉市長，田畑副市長，佐藤副市長，手塚企業局長，藤井教育長
阿部企画部長，池田総務部長，島田財務部長

付議事項

函館市こども計画（素案）について

対応者

宿村子ども未来部長，東出子ども未来部次長，蒲生子ども企画課長，
平野子どもサービス課長

◆議題の趣旨◆

函館市こども計画（素案）について協議しました。

◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

◆主な発言◆

■宿村子ども未来部長

函館市こども計画（素案）について，協議をお願いします。令和5年（2023年）に，こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され，同法に基づき，子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定された。こうした国の動きを踏まえ，本市においては，「こども大綱」などの趣旨を踏まえ，すべての子ども・若者が，身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざし，「こども計画」を策定することとし，関係団体や学識経験者などで構成される「函館市子ども・子育て会議」における議論を経て，素案を取りまとめた。

内容については，子ども企画課長から説明する。

■蒲生子ども企画課長

函館市こども計画は，6つの章立てになっている。これから，各章のポイント

を説明する。

まず、「第1章 計画策定の背景と趣旨等」について。本計画策定の背景と趣旨については、先ほど子ども未来部長から説明があったとおりである。本計画の位置づけとしては、「こども基本法」において、「こども計画」は既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができるとされており、現行の計画である「子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」、「子どもの貧困解消法の市町村計画」の3つの計画の計画期間が今年度で終了することから、今回、「市町村子ども・若者計画」を加え、「こども計画」として策定することとした。本計画の策定期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間としている。計画の策定にあたっては、子ども会議で子どもから意見を聴取したほか、各種調査結果を活用することなどにより、現状・課題を把握するとともに、関係団体等、外部委員により構成している「函館市子ども・子育て会議」を昨年度はニーズ調査関係などで3回、今年度は素案の策定関係で5回の計8回開催し、計画への意見反映に努めたところである。

次に、「第2章 函館市の子ども・若者、子育てを取り巻く環境」について。計画では、人口推移、就労状況、子育ての実態などをまとめているが、本日はその中から、主なものを説明する。少子化の現状として、出生数の推移と計画期間の推計人口について。出生数については、昭和60年（1985年）では3,577人だったが、令和5年（2023年）では947人となっている。また、推計人口については、計画期間の最終年度である令和11年度（2029年度）では、18歳未満の人口を21,711人と推計しており、少子化の一層の進行が見込まれている。就労状況として、女性の就業について。年齢階層別の就業率の推移において、平成27年（2015年）の数値と令和2年（2020年）の数値を比較すると、20歳以降の年齢階層において数値が増加している。また、平成12年（2000年）との比較では、平成12年（2000年）では30歳代で減少し、その後、再度上昇する傾向（Mの形）にあるが、近年は、30代でも就業する割合が減少せず推移している。

次に、「第3章 計画の基本理念等」について。本計画の基本理念のほか、基本的な視点、施策の方向などについて掲載している。基本的には現計画と同様の枠組みとしているが、基本理念については、「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまちはこだて」と現行計画と同じものとし、今回変更した部分としては、理念の説明として「こども大綱」を勘案し、「こどもまんなか社会」の説明を加えている。基本的な視点については、本計画の各施策の方向と事業の実施にあたり定めているものであり、現行の計画においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」に規定されている基本的な視点から、本市の視点について位置付け、①子ども・若者の視点、②次代の親の育成という視点など、合計8つの視点のもと取り組むこととしている。施策の方向は、本計画の基本理念

の実現に向けて、総合的な施策の展開を図るものとし、施策の方向6では、現行計画の「児童虐待防止対策」、「障がいのある子どもに対する支援」に、新たに「ヤングケアラーへの支援」を加え、「特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援」として1つの施策の方向としてまとめた。また、新たに施策の方向9「若者の自立支援」を加えている。なお、本計画策定にあたり、現行計画と同様、SDGsの考え方を取り入れており、9つの施策の方向とSDGsの17の分野別の目標との関連を記載することとしている。

次に、「第4章 具体的な施策の体系」について。9つの施策の方向と、各方向の推進施策、推進事業を記載しているが、推進事業は当部事業に加えて他部局事業も記載している。また、施策の方向ごとに指標を設定しており、現行計画から一部見直しを行っている。推進施策のうち新規のものについて説明する。施策の方向「6 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援」における「2 ヤングケアラーへの支援」について。ヤングケアラーは、今年度、子ども・若者育成支援推進法において定義され、支援対象となったものであるが、令和5年度(2023年度)に本市が実施したヤングケアラーの実態調査によると、自分が世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合は約3%となっており、支援にあたっては相談支援体制の充実に努めることとしている。施策の方向「9 若者の自立支援」は、本計画の策定に伴い新たに設けたものである。国の「こども大綱」において、若者支援については子どもに関する施策と連続性をもって行われるべき施策とされていることから、本計画において「1 高等教育の就学支援」、「2 就労支援および経済基盤安定のための取組み」、「3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実」、「4 若者の居場所づくりの推進」の4つを推進施策としている。「1 高等教育の就学支援」については、ニーズ調査結果によると、進学を希望しない理由の約半数が金銭的な理由となっていることから、推進事業として、奨学金制度と未来大の授業料無償化を掲載している。「2 就労支援および経済基盤安定のための取組み」については、推進事業として若者への就労支援の強化を記載しているが、令和4年度(2022年度)に市が実施した若者の地元就職・定着に関する調査では、市内の高校生・大学生において「函館にはやりたい仕事や職場が少なそう」、「就職先の選択肢が限られている」ことを理由に市外で働くことを選択している実情を把握したことから、若者の就職支援や市内で働くことを希望する若者に対する市内企業の情報発信などの事業に取り組むことにより、若者の就労支援および経済基盤の安定化を促進する。「3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実」については、ひきこもりの相談支援が推進事業となる。令和2年度(2020年度)に実施した本市の調査によると、一定数のひきこもり者がいると推計されている。施策としては、市内10か所の地域包括支援センター(福祉拠点)において「ひきこもり」や「孤独・孤立」、複合している困難な

課題などを抱える人に対して相談支援を行っていく。本計画における施策の方向としては、ひきこもりに対する相談支援体制の充実や居場所づくりを実施するほか、アウトリーチによる支援も進め、ひきこもり者が抱える悩み、課題の解消に努めることとしている。「4 若者の居場所づくりの推進」については、地域における多様な活動の場の充実が推進事業となる。本市においては、民間が運営する子ども食堂の場合、企画・運営にボランティアとして大学生等が携わっているケースがあり、子ども食堂における活動自体が大学生等にとっての居場所にもなっていると考えられる。また、居場所づくりの推進にあたっては、地域の様々な居場所の担い手と連携し、継続的な支援や整備に努めることとしている。

次に、「第5章 教育・保育および地域子育て支援事業の提供体制」について。子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼稚園、保育所等や学童保育などの事業における量の見込み（ニーズ量）と確保方策（供給量）に関する5年間の見込みを定めるものだが、1つ目の「教育・保育の需給計画」については、幼稚園、保育所等の利用に関するものであり、対象施設や年齢によって区分し、それぞれの見込みを作成している。令和7年度（2025年度）の量の見込みが4,798人で、確保方策が7,106人となり、すべての児童について、幼稚園、保育所等での受け入れが可能となっており、計画最終年度の令和11年度（2029年度）まで、受け入れができる結果となっている。特に、1号認定（保育を必要としない3歳以上の幼稚園・幼稚園機能）の量の見込み（ニーズ量）は、令和7年度（2025年度）が822人であるが令和11年度（2029年度）には275人と大きく減少していくものと推計している。一方、保育を必要とする2号・3号認定については、これまでの保育利用率の推移などから、利用希望は高くなる見込みだが、子どもの数の減少が大きく、徐々に減少していくものと推計している。次に、地域子ども・子育て支援事業の需給計画について。基本的に、対象事業の量の見込みは子どもの数の減少に伴い、減少するものであるが、放課後児童健全育成事業（学童保育）の量の見込みは、これまでの学童の利用率や、ニーズ調査による就学前児童保護者の利用希望が高いことを踏まえ、伸び率を考慮して算出しており、令和7年度（2025年度）には、これまでで最も多い利用見込みとしているが、その後は徐々に利用数は減少していくものと推計している。

次に、「第6章 計画の推進」について。子ども・若者の社会参画・意見反映に関しては、「こども基本法」において、国や地方自治体が子ども施策に子ども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられており、本市においても平成28年（2016年）に函館市子ども条例が施行されて以来、毎年、函館市子ども会議を開催し、子どもたちの社会参加に取り組んでおり、今後も、こども施策の策定・推進にあたっては、子ども・若者の声を幅広く聴取し、意見反映に取り組むこととしている。計画の推進体制については、「こどもまんなか社会」の実

現に向け、関係機関との連携を図るほか、函館市子ども・子育て会議により、定期的に計画の進捗状況の確認・評価を行い、次年度以降の取組に反映させていくこととしている。

今後については、2月上旬からパブリックコメントを実施し、年度内に成案化したいと考えている。

説明については以上である。

■佐藤副市長

「第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制」における需給計画について。幼稚園・保育所・認定子ども園等の利用量の見込みに対して利用定員の確保数が多いが、どのような考えによるものか。

■宿村子ども未来部長

当部としては、各事業者に対して利用量の減少見込みに応じた対応について検討を進めてもらいたいと考えているが、現状そのような段階にはないため、各事業者から示された利用定員の集計を確保数として記載している。

■佐藤副市長

承知した。各事業者としっかり意思疎通を図りながら取組を進めてほしい。

■大泉市長

「第3章 計画の基本理念等」において、“ひかり”という言葉が何度も出てくる。これは、子ども自身が輝くこと、また、子どもの輝きが子育て中の親や市民みんなの輝きになることを“ひかり”と例えていると思う。子どもを“ひかり”に例えることは、函館らしさが表れており、子どもをととても大切にしている思いが感じられて、とても良い表現だと思う。

また、佐藤副市長から話があった需給計画について。特に1号認定と2号認定の学校教育の確保数が多く感じるが、保育士の養成機関が定員割れしていて大変という実情がある一方で、放課後デイサービス等で保育士の需要は高いことから、需給計画に加えて、保育士の養成数の推移等をよく話し合い、共有していかなければならないと考えている。

また、ヤングケアラーを本計画に位置付け、施策として取り組むことは良いことだと思う。多岐にわたる計画のため、推進にあたって大変なことも多いと思うが、しっかり取り組んでもらいたい。

■阿部企画部長

他に意見がなければ，原案のとおり了承とさせていただきます。